

## 生駒市規則第28号

生駒市花のまちづくりセンター条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年10月14日

生駒市長 小 紫 雅 史

### 生駒市花のまちづくりセンター条例施行規則の一部を改正する規則

生駒市花のまちづくりセンター条例施行規則（平成13年3月生駒市規則第7号）の一部を次のように改正する。

第4条に次の2項を加える。

3 使用許可の申請は、施設予約システム（生駒市の公共施設の使用の許可申請を電子情報処理組織（市長の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と当該許可申請の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）により処理する情報処理システムをいう。以下同じ。）を使用する方法により行うことができる。

4 施設予約システムにより使用許可を受けようとする者は、使用日の12週間前から7日前までに申請を行わなければならない。

第5条第1項中「提出」の次に「又は施設予約システムを使用する方法により使用許可の申請」を加える。

第5条の2を削る。

### 附 則

この規則は、令和7年10月15日から施行する。